

立川市公契約条例(骨子案) 逐条解説

1 目的

この条例は、立川市(以下「市」という。)における公契約に関し、基本的な方針並びに市及び事業者等の責務その他必要な事項を定めることにより、適正な入札・契約等の実施と労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公共工事及び公共サービスの品質の確保を図るとともに、地域経済の活性化及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【解説】

この条では、条例を制定する目的を定めています。

立川市公共調達基本方針を廃止し、新たに公契約条例を制定することで、市と事業者が対等な立場で公契約の適正化に取り組みます。

その内容としては、

・公契約において適正な入札、契約等を実施するとともに、そこで働く労働者等の適切な労働環境を整備します。

・公契約を適正に履行することで、公共工事や公共サービスの品質の確保を図ります。

・公契約の適正な履行は、市内事業者の受注確保等による地域経済の活性化や市民サービスの向上による市民の福祉の増進につながります。

2 定義

- 1 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約・業務委託契約、売買契約及びその他の契約並びに指定管理協定をいう。
- 2 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- 3 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。
 - (1) 市が発注する工事又は製造の請負契約のうち規則で定めるもの
 - (2) 市が発注する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち規則で定めるもの
 - (3) 指定管理協定のうち規則で定めるもの
- 4 特定受注者 市と特定公契約を締結する者をいう。
- 5 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - (1) 市以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
 - (2) 労働者等を派遣する者
- 6 特定労働者等 次に掲げる者をいう。
 - (1) 特定受注者又は特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)
 - (2) 特定受注者又は特定受注関係者との契約により、特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- 7 労働報酬 特定公契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。
 - (1) 6－(1)に掲げる者がその雇用する者から得る賃金
 - (2) 6－(2)に掲げる者が6－(2)の契約により得る収入

【解説】

この条では、この条例を解釈する上で必要な用語の意義を定めています。

用語の説明

1 公契約

市が締結する工事、製造、その他の請負契約、業務委託契約、売買契約、その他の契約、指定管理協定で、市がその目的たる給付に対する対価の支払をすべきものをいいます。

2 受注者

市と公契約を締結する者をいいます。

3 特定公契約

市が契約する公契約のうちこの条例に基づく労働報酬等の調査を実施するものをいいます。

4 特定受注者

市と特定公契約を締結する者をいいます。

5 特定受注関係者

市以外の者から公契約業務の一部を請負または受注する者をいいます。また、労働者を派遣する者をいいます。

6 特定労働者等

特定受注者等に雇用されるか、若しくは自ら特定受注者に労力を提供し(いわゆる一人親方)、特定公契約に係る業務に従事する者及びその下請業者又は再委託業者において従事する者をいいます。(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者は該当しません)。

7 労働報酬

特定公契約に係る業務についての労働の報酬で、特定受注者等から得る収入をいいます。

3 基本方針

- 1 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- 2 談合その他の不正行為を排除すること。
- 3 市と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。
- 4 受注者において労働者等について適正な労働条件を確保させること。
- 5 公契約の適正な履行及び品質を確保すること。
- 6 市内の事業者が公契約を受注する機会を確保するよう努めること。

【解説】

この条では、公契約条例の目的を達成するに当たっての基本的な方針を定めています。

立川市公共調達基本方針と同様に、「公平公正な競争」を重視します。談合などの不正行為は断固排除します。地方自治法には「一定のコストに対して最も価値の高いものを調達する」とあり、これに基づき事業を進めます。

市と受注者は対等な関係として公契約の適正な履行を確保し、事業の品質を確保します。

公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を目指し、労働者の雇用環境の安定の確立に努めます。

適正な競争を保ちつつ市内事業者の優先発注に努めるとともに、特定受注者が市内事業者を特定受注関係者とするよう促します。

4 市の責務

公契約に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

【解説】

この条では、市の責務を定めています。

市は、入札・契約制度における公平性・公正性・透明性・競争性の確保、適正な価格による公契約の推進等の取組を総合的に実施します。

5 受注者の責務

- 1 公契約を締結した者としての社会的責任を自覚し、公契約に係る業務の公共性を認識のうえ、法令を遵守するとともに、公契約に従事する労働者等に係る労働条件を適正なものとするよう努める。
- 2 公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、市内の事業者が当該公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する機会を確保するよう努める。

【解説】

この条では、受注者の責務を定めています。

受注者は社会的責任を自覚し、業務の品質確保に努め、労働者の労働条件を適正なものとしします。

公契約の受注者は、市内の事業者の受託する機会を適正に確保することに努めます。

6 特定公契約の適用範囲

公契約のうち規則で定めるものとする。

【解説】

この条では、労働報酬等の調査をする特定公契約の範囲を定めています。

特定公契約は下記のうち規則で定めるものとしします。

- ・ 工事の請負契約
- ・ 業務の委託に関する契約
- ・ 公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例第8条の規定により締結する協定のうち、公募によるもの。

規則では、金額や業務内容等で適用範囲を定める予定です。

7 特定労働者等の労働報酬等

- 1 市は、特定公契約において、その特定受注者及び特定受注関係者が労働者等に対し市長が定める額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定する。
- 2 労働報酬下限額は、時間によって定める。
- 3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

【解説】

この条では、特定公契約において、市が定める労働報酬以上の支払いを約定しなければならないことを定めています。

算定方法の詳細は規則で定めます。

特定公契約を締結した受注者等には、賃金、労働時間が適正であることを確認するための書類の提出を求めます。

8 労働報酬下限額

- 1 公共工事設計労務単価や立川市会計年度任用職員時給制職員の賃金単価等を勘案し、市長が定める。
- 2 市長は、公契約審議会の答申を踏まえ、労働報酬下限額を定める。
- 3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは速やかに公表する。

【解説】

この条では、特定公契約に従事する労働者等の労働報酬下限額の決め方についての規定を定めています。算定方法等の詳細は規則で定めます。

また、労働報酬下限額を定めた時の公表について定めています。

特定公契約に従事する労働者への支払われるべき労働報酬下限額は別途設置する公契約審議会の答申を踏まえ市長が定め、公表することになります。

9 特定労働者等の申出

特定労働者等は、定められた賃金が支払われない場合または市の定めた労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

【解説】

この条では、特定公契約において賃金の未払いや不足があった場合、労働者から申出ができることを定めています。

特定公契約に従事する労働者は、支払われるべき賃金が支払われていない場合又は支払われた当該賃金が市の定めた労働報酬下限額を下回る場合、市長、対象受注者又は対象下請負者に申し出ることができるものとします。

10 不利益取扱いの禁止

申出を理由とした解雇、請負契約の解除等その他不利益な取扱いを禁止する。

【解説】

この条では、特定公契約に従事する労働者からの申出に対して、不利益取扱いの禁止を定めています。

特定公契約に従事する労働者からの申出に対し、受注者等は、当該申出を理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはなりません。

11 特定受注者の連帯責任

特定受注者は、特定受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

【解説】

この条では、特定公契約に従事する特定労働者等への労働報酬が、市の定める労働報酬下限額を下回ったときの差額分の支払いについて特定受注者と特定受注関係者が連帯責任を負うことを定めています。

12 特定労働者等への周知

特定受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい場所に掲示、若しくは備え付け、又は当該事項を記載した書面を特定労働者等に交付しなければならない。

- (1) 特定労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 申出をするときの申出先
- (4) 不利益取扱いの禁止
- (5) 特定受注者の連帯責任

【解説】

この条では、特定公契約について、特定受注者が特定労働者に周知すべきこととその方法を定めています。

13 報告及び立入調査

市長は、申出があったときその他必要なときは調査を行うことができる。

(1) 特定受注者に対して、必要な報告を求めること。

(2) 市の職員が事業所等へ立ち入り、書類等の閲覧、関係者への質問を行うこと。

(3) 立入調査をする市の職員は、身分を示す証明書を携帯し、特定受注者等から請求があった場合、これを提示しなければならない。

(4) 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする。

【解説】

この条では、特定労働者からの申出を受け、市の職員が特定受注者の事務所等へ立ち入り、必要な調査を行う場合があることを定めています。

立入調査をする市の職員は、身分を示す証明書を携帯し、特定受注者等から請求があった場合、これを提示しなければならない。なお、立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとします。

14 是正措置

市長は、調査の結果条例違反が認められるとき、特定受注者に是正措置を命じる。

特定受注者は、是正命令を受けた場合は、速やかに是正措置を講じ、市長に報告しなければならない。

【解説】

この条では、立入調査の結果、条例違反が認められた場合、市が特定受注者に対して是正措置を命ずることについて定めています。

是正の指導を受けた特定受注者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長に報告することとします。

15 契約解除

1 市は特定受注者が次の事項に該当する場合は契約を解除することができる。

(1) 調査で求めた報告をしない、虚偽の報告をした場合

(2) 立入調査の拒否、質問に答弁しない、虚偽の答弁した場合

(3) 是正命令に対し、従わない、是正措置の報告をしない、虚偽の報告をした場合

2 特定受注者は、対象契約の解除により市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 解除した場合に特定受注者に損害が生じた場合において、市は賠償責任を負わない。

【解説】

この条では、条例違反があった場合、特定公契約を契約解除する場合があることを定めています。

市は特定受注者が(1)(2)(3)条件に該当する場合には契約解除できるものとし、その場合約款上の違約金とは別に市が損害賠償請求できるとしています。

16 公表

市長は、契約解除したとき又は特定公契約終了後に条例違反が判明した場合は、その旨を公表することができる。

【解説】

この条では、特定公契約の条例違反等に対しては公表する場合があることを定めています。

支払った労働報酬の確認を拒否した場合や確認後の是正がされなかった場合に催告しその結果、条例違反となった場合について公表する可能性があります。

17 公契約審議会

特定公契約における労働環境の確保等に関し必要と認める事項について審議する市長の附属機関。

条例の運用、施行状況、改正に関すること及び労働報酬下限額に関することについて審議。

審議会は、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者の中から6人以内の委員で構成。

【解説】

この条では、特定公契約における労働環境の確保に関して必要な事項を審議する組織の設置について定めています。

特定公契約における条例の運用、施行状況、改正に関すること、労働報酬下限額に関することを審議する公契約審議会を設置します。その構成は、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者としします。

18 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に定めるもの以外で、公契約に関し必要な事項は、規則に規定することを定めています。

特定公契約の範囲や労働条件に関する報告等が必要な場合など、施行規則で定め運用を行っていくものとします。